



議会だより

かつらぎ

Gikai 2016.8 (平成28年)

発行/和歌山県かつらぎ町議会
編集/議会広報編集特別委員会

70号

笠田公民館での
通学台宿

主な内容

議会基本条例制定 2ページ

480号沿地域振興交流施設の指定管理 4ページ

一般質問 町民のおもいを届ける60分 8ページ

がんばる人紹介 22ページ

町民に身近な 議会をめざして

かつらぎ町議会 議会改革の経過

- 平成15年 6月 一般質問一問一答式導入
- 23年 8月 議会改革について議員で協議
- 23年10～11月 議会に関するアンケート調査の実施
- 23年12月 議会活性化特別委員会の設置
- 24年10月 議会報告会開催（自治区長会）
- 25年 3～9月 通年議会試行実施
- 26年 1月 通年議会制を採用
- 26年 7月 改選により新たに議会活性化特別委員会の設置
- 26年11月 自治区長会・女性会議と懇談会開催
- 27年11月 自治区長会・女性会議と懇談会開催
- 28年 6月 議会基本条例（案）協議
- 28年 6月 議会基本条例可決
- 28年 8月 議会基本条例施行



3 県内市町
例目

議会基本条例を制定

かつらぎ町議会では、地方分権の時代に対応した議会の活性化に取り組み、平成26年より県下に先駆けて通年議会を実施し、議会活性化特別委員会で議会改革の集大成として議会基本条例の制定を検討してきた。
当委員会では、先進地の視察を重ね、平成27年3月から議会基本条例に関する事項の議論を本格的に開始、平成28年6月に全議員による協議を経て、6月21日の本会議において「かつらぎ町議会基本条例」を議員発議により提案、全員賛成で可決し、一部を除いて8月1日から施行する。

条例制定で変えようとするのは

- 委員会活動の活性化**
いつでも議会が開ける通年議会を最大限に活用し、常任委員会や議員全員協議会などをこれまで以上に開催し、議会機能の向上と効果的な運営を図る。
- 広報広聴活動の充実**
情報の公開や説明責任を果たすため、議会広報紙の充実とインターネット中継など、町民に対し積極的な情報の公開と、町民アンケートの実施や意見交換の場を設けるよう努め、充実を図る。
- 審議会等に原則就任しない**
議員は町長その他執行機関が設置する審議会等の委員に就任しているが、議案審議における町長等との緊張関係を保つため委員等に原則就任せず、議会の

議会基本条例とは

町民に対し議会の役割や、議会と町民との関係、議会と町長との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わねばならない責務を定め、町民に信頼され存在感のある議会運営をめざすことを明文化した。

条例でめざすものは

- 町執行機関と独立、対等の立場で緊張感を保ちながら町政運営にあたる。
- 議員は町民全体の奉仕者であることを常に自覚して活動する。
- 情報の公開や説明責任を果たし、町民の意見を聴取して議会の活性化に生かす。
- 議会と町長は、両者が常に緊張感を持ち、政策をめぐる町政の発展に取り組む。
- 通年議会とすることで、機動的で町民ニーズに即応し、議会機能の向上と効果的な運営を図る。
- 町民に対し積極的に情報を公開し、意見交換の場を設けるよう努める。

- 既に運用されているもの**
○通年議会
○議会報告会・懇談会
- 今後の取り組み**
議会活性化特別委員会は議会基本条例の施行に伴い、町民にわかりやすい条例の解説版を作成し配布する。
- 政策立案能力の向上**
調査研究や研修を行い、議員の政策形成及び立案能力の向上を図る。
- 場で議論を尽くすこととする。



国道480号沿地域振興交流施設の指定管理

この業者でいいのかどうか

**8対5
賛成多数で可決**

国道480号沿いに建設中の地域振興交流施設を指定管理する議案について質疑と討論が行われ、賛成多数で可決された。審議は、3時間30分に及び、指定管理者（株セイコーグループ）が提出した計画に集中した。

この施設は、四郷に造られる物産販売所と加工体験施設、レストランとパン工房などの複合施設。平成28年10月プレオープン、平成29年4月グランドオープンを予定している。

問 株セイコーグループは「官民の中間に位置しながら事業を展開してきたこれまでのノウハウを生かして」としているが、この官というのは具体的にどこか。

【企画公室長】 具体的には聞いていない。

問 株セイコーグループは、指定管理の事業者として失格だった疑いがある。募集要項では農林業者3人以上が必要で事業活動を実

質的に支配することが必要だとなっている。この規定をクリアしていないのではないか。

【副町長】 今後責任をもつてそうしたい。

問 パン工房と加工体験施設が組織図に入っていないのは、募集要項違反ではないか。

【企画公室長】 外部委託するので計画には入っていない。

問 物産販売所は赤字と赤字。この赤字を

パン工房とレストランからの収入、加工体験施設からの収入等によって補って、事業全体を黒字にしているのではないか。

【企画公室長】 そういう計画になっている。

問 株セイコーグループの本体事業も平成26年は800万円ほど

の赤字、この赤字を雑収入で穴埋めして70数万円の黒字になっている。この施設も本体事業は赤字、それを他の収入で穴埋めする計画になっている。企業の体質がよく表れているのではないか。

【町長】 非常に厳しい経営計画を出しているといっていると認識して

いる。予測できない点もあるのでうまくいくよう努力したい。

問 物産販売所も丸投げする可能性があるのではないか。

【町長】 丸投げは指定管理の協定違反となるので、そうなれば契約を解除することもあり得る。

建設中の交流施設



問 月給制の正社員1人、時間給の正社員1人、パートだと思われる時間給の社員5人で経営すると、年間労働時間がオーバーし労働基準法違反になる。この点はどうなるのか。

【産業観光課長】 人員配置は、変化するものと理解して。

問 プレオープンが10月だが、経営がうまくいかない場合、町への使用料はどうなるのか。

【町長】 協定に基づいて使用料の減額を行う。

グラントオープン以降は、トンネルの事故による通行止めなどの状況などがない限り使用料の減額は行わない。

問 加工体験施設は、唯一初年度から黒字会計の計画になっている。どのような内容なのか。
【産業観光課長】 分からない。

問 企業の資金力は不確定、農産物生産者への取り組みが不十分など、不安要素ばかりだ。指定管理したとしても町挙げての指導と支援が必要ではないか。
【町長】 担当者を設置して専門家のアドバイスを受けながら運営の支援をしていきたい。副町長を中心に関係課が連携して取り組む。

討論 賛否が分かれる!!

《反対》

町の将来の夢を乗せた計画ではない

指定管理者選定において、町の活性化はもとより、農業生産者の所得向上という目的がありながら、その審査を怠っている行政側の事業達成に向けた努力も見えず、さらには事業計画書において、かつらぎ町の将来の夢を乗せた計画であるとはいえない。

福井強太

《反対》

このままでは経営破たん、振り出しに戻すべき

ずさんだ。平成33年度で1億6800万円の売り上げを予定している物産販売所はそれでも赤字。肝心の事業である物産販売が赤字では破たんする。議案は、議会でもともな審議ができるような水準に到達していない。振り出しに戻って計画を立て直すことを求める。

東芝弘明

《反対》

つじつまが合わず説明責任を果たしていない

つじつまの合わないところがまた見つかる。それが当議案の姿である。最重要とした資金面を含む会社の規模という項目への選定委員の評価が12点48%と、5項目で最低であるにもかかわらず、指定管理者候補とした点について、調査も説明責任も果たしていない。

福岡久二子

《賛成》

延伸はだめ、地元雇用最優先を

平成27年9月会議上程予定が平成28年6月会議まで延び、10月オープンを一方的に進める町の姿勢は理解できない。しかし、地元生産者の立場で考えた場合、これ以上の延伸は不信感を抱かせるだけだ。町の発展、地元雇用の確保を最優先に考える。

藤本憲一

《賛成》

協定書で担保、公募手続きは適正

新しい部署による町単独事業か第三セクターを立ち上げ展開すべき事業だ。ここは本町の北の玄関、人・物・情報が提供される一大拠点。指定管理者と協議し北の玄関へと展開していく。このことは、基本協定書で担保されている。公募手続きは適正に行われている。

雑賀増己



採決に対する表決状況

件名	議員名 結果	赤阪	浦中	宮井	東芝	大原	新堀	氏岡	福岡久二子	雑賀	溝北	小林	藤本	松岡	福井
		岩男	隆男	健次	弘明	清明	行雄	誠	増己	好一	総一	憲一	宏行	強太	
公の施設の指定管理者の指定について	8対5で可決	○	○	●	●	○	●	○	●	○	○	○	○	○	●

(注) 赤阪岩男議員は、議長のため採決には加わらない。

○は賛成 ●は反対

旧花園ふるさとセンター名称変更

かほ はなその温泉「花圃の里」に

4・6月会議

4月会議は4月12日に開会し、その日のうちに終了した。

議事内容は
・ 条 例 1件

6月会議は6月6日に開会し、21日に終了した。

議事内容は
・ 専決処分 5件
・ 補正予算 6件
・ 条 例 11件
・ 事件議決 2件
・ 諸報告 4件
・ 一般質問 10人

詳細は紙面に掲載。

6月会議

平成28年度一般会計補正予算(第1号)は、2億4713万1000円を減額し、100億8286万9000円となった。これは国庫補助金の減額によるもので、西部公園関連事業費で1億8380万円の大幅な減となっている。採決の結果、一般会計を含む6会計が全員賛成で可決した。

はなその温泉

問 宿泊定員は何人になるのか。また、宿泊料はどのように決定したのか。

【花園地域振興課長】

アネックス棟(宿泊棟)4棟8室で定員は30人。本館の宿泊室4室(内1室が障害者対

応)で定員は12人。合わせて宿泊定員は42人となる。宿泊料は指定管理者と協議して決定した。

問

施設の内容からしても、宿泊料大人1人1泊5400円は安いのではないのか。

【町長】 利用者の増加

を基本として、宿泊料は安く設定した。

問 コテージのようなアネックス棟と、本館1階の部屋と同じ料金でいいのか。また、一室の利用人数により宿泊料を変更するべきでは。

【町長】 アネックス棟と、本館1階の部屋が、同じ宿泊料でいいのか

今後検討したい。また、1室の利用人数による宿泊料の設定についても検討する。

国保税改正

問 今年度の税率改正の特徴は。

【税務課長】 国保基礎分で増、後期高齢者支援助分で減、介護分が増となり、これが全てのケースに表れている。本町の国保の平均的な姿は、所得109万5000円(年金収入で229万5000円、給与収入で182万3000円)、固定資産税4万3000円、65歳以上の夫、40歳以上65歳未満の妻というケースになる。このケースの国保税は年額18万1600円。前年度比で1300円

町税条例改正

問 税制改正の目的は。該当法人数と法人税額は。

【税務課長】 大都市集中の法人税割を下げて、国税の法人税から地方交付税へ配分する。平成27年度決算では、法人数267、均等割額3718万円、法人税割66法人で5265万円。平成28年度予算ベースで1423万円の減となる。

問

町内の法人がさらに発展して本町の活性化に寄与できるように、町長が今以上に企業訪問して条件整備に努めてはどうか。

【町長】 企業が拡張等で用地取得がうまくいかないなどの要望を聞いているので、支援したい。今後も企業訪問を続けたい。



完成した花園の里

増となっている。

ゆずり葉の指定管理

天野自治区へ

天野地域交流センター「ゆずり葉」は、旧天野小学校を改修して、天野自治区が取り組んできた地域おこしの経験を生かし、都市住民との交流の場と宿泊施設の場を提供し、農山村生活体験を通して、定住と担い手の育成などを図っていく施設。

今回、2階部分の簡易宿泊施設を天野自治区に指定管理するもので、期間は平成28年7月1日から平成33年3月31日。2階以外の施設は町から天野自治区へ業務委託することになっている。

ゆずり葉 指定管理

問 ゆずり葉は、天野自治区に指定管理と委託を行う。なぜ、2階部分の簡易宿泊施設を指定管理とし、他の部分を清掃管理等としたのか。

【総務課長】 簡易宿泊施設の指定管理という議論を行ってきたのでそういうことになった。

問 全施設を天野自治区が管理するのに指定管理と部分委託に分

ける理由はない。清掃等の管理で天野に管理委託料を出す、この委託料は、自治区から簡易宿泊施設の赤字補てんに繰り入れることになっている。指定管理料を支払い、その管理料で全体を指定管理させればいいのではないか。

【総務課長】 指定管理料は支払わないというところでこういう形になった。

問 簡易宿泊施設のように経済活動をする

4月会議

(条例改正1件)

町教育・保育の利用者負担に関する条例改正の概要

多子世帯及びひとり親世帯等の負担軽減は、多子計算の年齢制限と3人目以降の年齢制限が廃止となった。

①所得制限内では第2子を半額、第3子を無料に。

②ひとり親世帯は、所得制限内では、第1子を半額、第2子以降を無料に。

③子どもが3人以上いる世帯は、3人目以降の子どもは無料。

※保育所の場合は、町民税所得割が、5万7700円未満の世帯。幼稚園の場合は、町民税所得割が、7万7101円未満の世帯。

場合は、何らかの法人を立ち上げるべきではないか。現状では、経営破たんした場合、自治区の住民全員に運営の責任が及ぶようになる。こういう事態は避けるよう指導するのが役場の果たすべき役割ではないか。

【町長】 将来的にはそういうことも考えられるかも知れないので、自治区と相談していきたい。



2階宿泊室

平成28年度補正予算

会計名		補正額	補正後の予算総額
一般会計		△2億4713万1000円	100億8286万9000円
特別会計	国民健康保険事業	30万7000円	32億7001万1000円
	後期高齢者医療事業	153万0000円	5億2947万3000円
	介護保険事業	26万1000円	26億5881万0000円
	下水道事業	111万5000円	7億7158万3000円
水道事業会計	収益的・資本的収入	△26万4000円	5億8543万1000円
	収益的・資本的支出	477万9000円	6億9002万2000円

一般質問

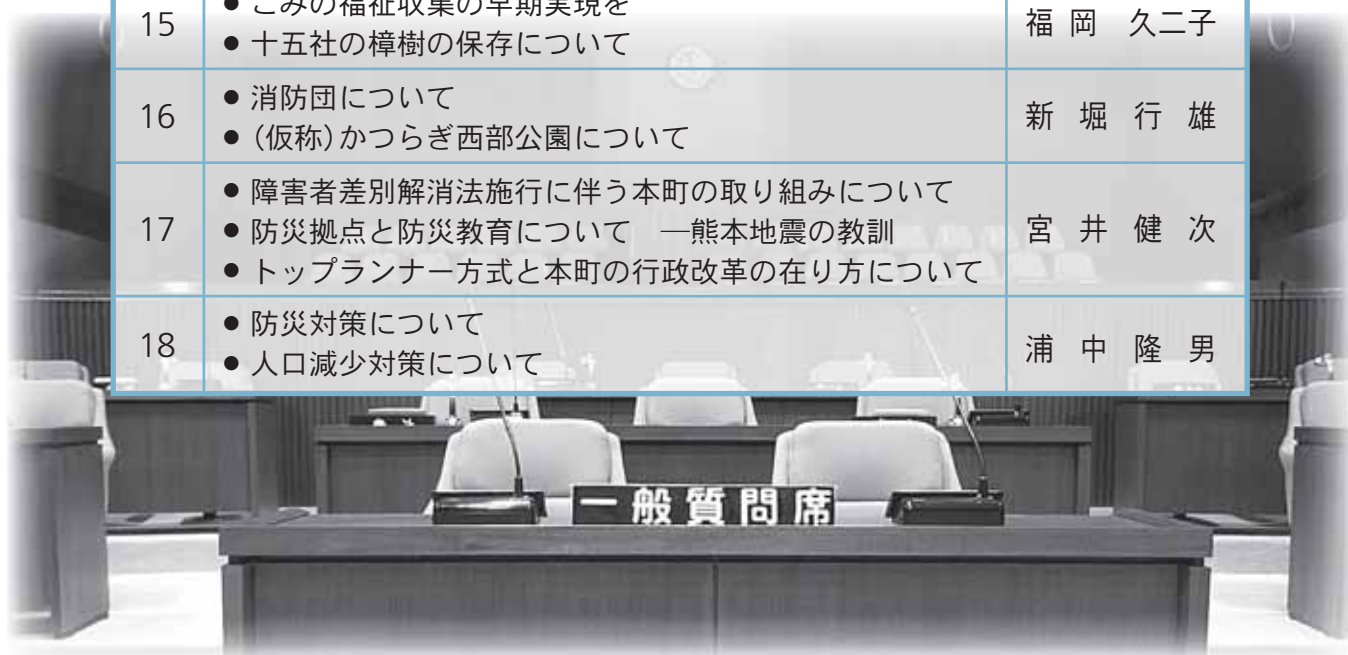
町民のおもいを届ける60分

一般質問は、行政運営が適切に行われているかチェックしたり、政策提案を行うもの。議員は事前の通告制で、持ち時間60分で行う。なお、記事は、質問者の責任において作成されたものである。



答弁する井本町長

ページ	質問事項	質問議員
9	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学生に主権者としての市民教育及び政治教育を実施するための提案 ● 防災対策としてのため池改修事業についての改善を提案 	東 芝 弘 明
10	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道料金体系の見直しを提案 ● 水道施設の維持管理業務について 	藤 本 憲 一
11	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画法に基づく都市計画について ● 町内会街灯（防犯灯）のLED化促進について ● 第32回全国健康福祉祭（ねんりんピック）和歌山大会（仮称）への取り組みについて 	小 林 総 一
12	<ul style="list-style-type: none"> ● 空家対策について 	雑 賀 増 己
13	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を活用して、地域を活性化する <ul style="list-style-type: none"> ①大和街道、小田井、歴史的な家並み空間を観光資源としてPRする ②歴史ある川上酒を見直し、乾杯条例を設置して産業、文化、観光の振興を図る 	松 岡 宏 行
14	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育の多様化と少子化対策 ● これまでの一般質問とシステムづくり 	福 井 強 太
15	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの福祉収集の早期実現を ● 十五社の樟樹の保存について 	福 岡 久 二 子
16	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団について ● （仮称）かつらぎ西部公園について 	新 堀 行 雄
17	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者差別解消法施行に伴う本町の取り組みについて ● 防災拠点と防災教育について —熊本地震の教訓 ● トップランナー方式と本町の行政改革の在り方について 	宮 井 健 次
18	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災対策について ● 人口減少対策について 	浦 中 隆 男



子どもの権利条約に基づいて主権者教育を

【教育長】 制度や仕組みに 大きな変更は生じない



東芝弘明 議員

問 子どもの権利条約の実施に関する「国連・子どもの権利委員会」の第3回勧告は、意見表明権について、「学校において、子どもの意見が重視される分野が限定されていること。及び政策策定プロセスにおいて、子ども及びその意見に言及されることがめったにないことを依然として懸念する。委員会は権利を有する人間として、子どもを尊重しない伝統的見解のために、子どもの意見の重みが深刻に制限されていることを依然として懸念する」と指摘している。私たちは、学校給食の導入や学校の統廃合問

題のときに、子どもたちの意見を全く聞かなかった。子どもの権利条約を生かして中学校づくり、小学校づくりをすべき。それが主権者教育に大きくつながる。

【教育長】 学校の教育課程編成や評価、指導要録の記述、指導要領の遵守などについては、子どもたちの意見を全て取り入れるのは難しいし、遠足とか音楽祭、生徒会の運営、総合的な学習の時間でテーマなどを子どもたちが主体となつて考え活動する取り組みは非常に大事。バランスを考え運営したい。

問 生徒会規則がない。200人近くの間が生徒会を運営している。生徒会に規則がないと校長先生が代わるたびに変化が起ってしまう。

【教育長】 ルールは書

かなくても大丈夫。機能している。文書化は必要ない。

問 文科省は、部活動の練習日については、土日の内の1日を休養日にするというガイドラインを作ろうとしているが。



笠田中学校校内文化祭

【教育長】 部員たちが知恵を出してスケジュールや練習方法を工夫したりしている。教師は練習における生徒の悩みや意見を、連絡ノートなどを作って吸い上げるなどの取り組みを随分行っている。

問 部活動に1日休日を入れるかどうかは大問題。親・教師・生徒による三者懇談会が必要。親が重要なのは、子どもの権利条約では、親が第一義的な養育の権利を持っているからだ。条約を研究すべき。

【教育長】 条約と日本国憲法、教育基本法は大きくかけ離れていない。条約によって、現在の学校教育の制度や仕組みに大きな変更が生じることはない。

まとめ これは文科省の通知どおりの答弁。大きく変える必要はないという通知が、条約を徹底しない根拠になっている。批准後22年、日本はまともにやっていない。変化を起こしてほしい。

※ 防災目的のため池改修について、地元負担を取るべきではないという質問も行いました。

不公平是正のため、口径別料金体系にできないか

町長 当面は、用途別料金体系で いかざるを得ない



藤本 憲一 議員

問 かつらぎ町の水道料金体系は、上水道も簡易水道も同一料金という、県下でも大変珍しい料金制度である。これは地域格差をなくし、町内どこで水道を使っても同じだという、公平性を考えた制度で、住民にとっては大変ありがたい制度だ。しかし、使用目的によって料金が変わるという不公平は今も残っている。そこで、用途別料金体系から口径別料金体系に移行する、水道料金体系の見直しを今回提案する。

【上下水道課長】 かつらぎ町は、家庭用A、B、営業用、事業用、公共用によって料金を

▼料金表（1ヶ月分）抜粋 [消費税8%込] (花園梁瀬簡易水道分を除く)

年度	用途	基本水量	メーター口径	基本料金 (メーター使用料含む)	超過料金 (1m当り)	備考
28	家庭用A	10m ³	13mm	1,430円	190円	一般家庭及び他の用途に該当しないとき 適用日から6ヶ月間家庭用Aに変更できません。8m ³ 以上になると、家庭用Aより高額になります。 飲食店、理髪店など水の営利目的業種
			20mm	1,540円		
	家庭用B	5m ³	13mm	770円	238円	
			20mm	880円		
	営業用	10m ³	13mm	2,020円	238円	
			20mm	2,130円		

※基本料金・メーター使用料・超過料金の合計額に10円未満の端数がある場合は、10円未満を四捨五入します。上記の基本料金は、メーター使用料を含み、10円未満を四捨五入した金額です。超過料金は、別途計算が必要です。

問 家庭用Aと営業用を比べた場合、基本料金で600円、町の決めてある用途別料金体系である。口径別料金体系は、給水管の口径によって料金を決めるもので、負担の公平性、料金体系が分かりやすい特徴があり、全国の56%の自治体採用しており、年々増加傾向にある。

平均使用量は20m³なので500円、一カ月1000円営業用が高く、年間にすれば1万3000円の金額になる。家庭と兼用になっている理・美容室、個人商店など、ほとんどが営業用料金を払っている。わずかな量で大半は家庭用に使っている。戸数は194戸で、全体の4%。あまりにも不公平ではないか。地域用途別格差もなくすべ

きであり、公平性のある口径別料金体系に移行する考えはないのか。
【町長】 現在の料金体系は、一番多い家庭用Aに重点を置いて、他の用途に比べ格安に設定している。これを、口径別料金体系にするとは家庭用の値上げとなる。地域格差解消のため、家庭用以外の用途にある程度負担を多くすることで、水道施設整備をしてきた経緯を考えると、当面この方法でいかざるを得ない

と思う。
まとめ 水道料金の内容を変えるのにはタイミングが必要である。来年の4月に消費税が上がる予定であったので、このタイミングだと思い、6月会議に提案したが、消費税は2年半延伸となった。十分検討する時間がある。不公平な用途別料金体系から料金がわかりやすい口径別料金体系に移行するよう、再度検討を。

団体名	料金体系		家事用・13mm料金 (円)	
	用途	口径	10m ³	20m ³
かつらぎ町	●		1,430	3,330
海南市	●		1,435	2,805
橋本市	●		1,780	3,560
有田市	●		1,080	2,052
御坊市	●		1,185	2,375
岩出市	●		1,080	2,370
紀美野町	●		1,404	3,218
高野町	●		1,770	3,920
湯浅町	●		1,259	2,469
有田川町	●		1,620	3,130
美浜町	●		1,036	2,278
日高町	●		1,721	3,641
由良町	●		1,798	3,904
上富田町	●		1,134	2,160
那智勝浦町	●		1,220	2,840
太地町	●		1,240	2,860
和歌山市		●	972	2,484
田辺市		●	1,188	2,160
新宮市		●	1,080	2,700
紀の川市		●	1,440	2,980
みなべ町		●	804	1,664
白浜町		●	626	1,155
すさみ町		●	1,458	2,862
串本町		●	1,472	3,426

※数値等は、公益社団法人 日本水道協会 水道料金表（平成27年4月1日現在）による。

都市計画区域の見直しを

町長 見直しは困難



小林 総一 議員

問 14年前に本町の都市計画マスタープランを策定したが、社会経済情勢は大きく様変わりし、新たな都市計画づくりが求められている。街路事業で何十年前の計画がそのまま、建築規制のため町民が困っている。この際手つかずの事業は削除し、新たなプランを策定し、まちづくりを見直す気は。

【町長】 長期にわたる事業のため、いきなり削除とはいかない。マスタープランは大きな経費がかかるが、必要に応じてつくっていったらと思う。

問 都市計画区域に山間部まで入っているのはなぜか。

【建設課長】 産業廃棄物の処理場や土砂採取の掘削などの行為に対して効果的に規制できるなどの一定の効果があるため。

問 都市計画区域と制限を受けている区域の都市計画税について、山林地域等で課税が不適当と認められるものは課税対象区域から除くこともやむを得ない。また、制限を受けている土地に対しては適宜減免することとした国の通達がある。こうした非課税、減免は可能では。

【税務課長】 非課税は条例で課税区域を定めれば可能である。ただ実務的な面で極めて困難。減免については、ケースに応じて減免すべきものは減免していく。

防犯灯のLED化促進

問 各町内会で防犯灯を設置、維持管理している。こうした防犯灯は町内で何基あるのか。また新規設置の補助制度があるが実績は。

【総務課長】 推計で2400本程度。平成26年度は36件、27年度は26件。

問 LEDは寿命が長く、消費電力が少ないなどメリットは多い

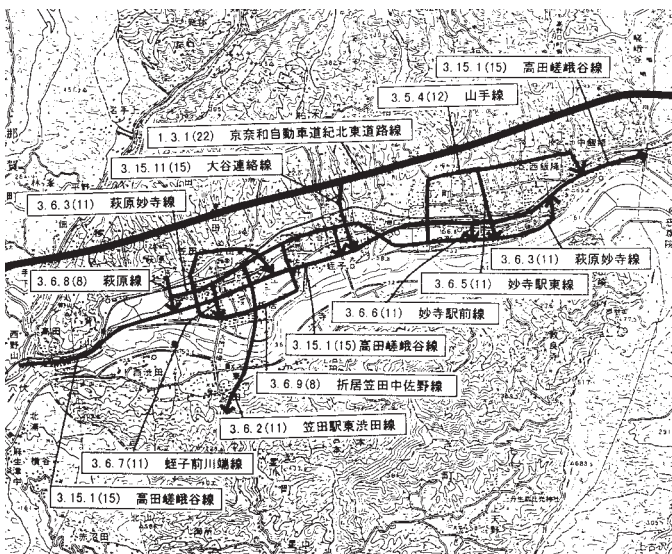
が、ただ器具を含めて費用が高いという難点がある。そのため町内会でも二の足を踏んでいる。町内会は少ない予算の中でこれだけの数の防犯灯を維持管理している。新規・既設の両方使える補助金制度を創設する気は。

【町長】 LED化のメリットはあり、更新も含めた補助制度に見直す必要がある。

ねんりんピックへの取組強化

問 第32回全国健康福祉祭(ねんりんピック)と和歌山大会(仮称)が平成31年10月頃開催され、多くの選手、関係者が本県を訪れる。先に開催した県では、参加人員延べ数40万人、経済波及効果90億円という実績がある。スポーツ、文化交流大会、関連・協賛イベント等たくさんメニューがある。積極的な取り組みを。

【町長】 いろんな種目を開催できないか検討してきた。パークゴルフ、オリエンテーリングなどを考えていたが、西部公園のパークゴルフの整備が間に合わないため断念した。多くのメニューの中からできるものがあれば取り組んでいきたい。



都市計画街路事業

エリア構想を念頭に空き家に対して 取り組み、町全体のまちづくりを

町長 民と公、形態に応じて対処する



議員 雑賀 増己

問 2013年に総務省が行った住宅土地統計調査によると、空き家は全国で820万戸、空き家率は平均13・5%となっている。本町でも今後空き家が増加すると予想される。空き家の増加は、景観・生活環境・防犯によくない状態を引き起こす。県条例で、建物等の外観の維持保全及び支障状態の制限に関する条例がある。目的と趣旨は。

【総務課長】 劣悪な環境により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、建築物等の外観に関し関係者の維持保安の責務を定め、景観の保安を図り

県民の生活環境の向上に寄与することだ。

問 知事はこれを執行する場合、和歌山県景観審議会及び長の意見を聞かなければならない。個人の権利保護も十分留意された内容だ。手続きも要請、助言、指導及び勧告、調査、命令と適正だ。本町においてこの種の条例は可能か。

【総務課長】 平成27年2月に空き家等の対策に関する法律が施行され県条例と同等の措置がこの法律によって市町村長ができることとされている。また法第6条で空き家等対策計画を定めることができる。この計画の策定と合わせ条例制定も検討していきたい。

問 次に本町における現状について。中山間地域の空き家に対してどう取り組んでいるか。

【産業観光課長】 移住定住対策とし受け入れ協議会設置地域で空き家の活用対策をしている。本町の移住推進地域は、天野・四郷・新城・御所の4地域。

問 市街地である大和街道沿いの空き家にはどう取り組んでいるか。

【総務課長】 今後計画策定に伴って関係課において取り組みを検討していく。

問 先日私は、大和街道沿いに役場から中飯降まで空き家調査のために歩いた。302軒があり空き家48軒、空き家率16%。将来の空き家（20〜25年後）129軒、43%、全体空き家率59%と想定される。驚愕すべき状況が予想される。市街地も含め本町をどの様なコンセプトで再開発していくのか。かつらぎ町改造論ぐらいの構想

を描き、条例を制定して強力に新しいかつらぎ町づくりに取り組む考えは。

【町長】 空き家は今後さらに増える。核家族化が進んでいる。公での対応も限界がある。民での対処が第一である。景観等に支障のものは法律に基づき、使用に耐えられる空き家は、所有者または占有

者での取り組みと考える。

提言：井本町政において、将来を見据えた長期総合計画を立てました。目先の町政運営も必要である。また将来に向けた、大胆な具体的な施策を立案することも、活力あるかつらぎ町づくりに向けて重要である。



空き家

乾杯条例を設置して産業、文化、観光の振興を

町長 よく考えてみたい



松岡宏行 議員

問 町として町内の地域資源を活用して、地域を発展させる方策について、現在取り組んでいることは。

【企画公室長】 かつらぎ100選ブランドディング推進事業で、地域の資源を掘り起こし、町内の人物、歴史、産業、伝統文化など、さまざまなテーマで全国や世界に誇れ、自慢できるものなどの情報を集めて選定し、冊子としてまとめて旅行会社等に提供したり、ホームページ等で情報を発信したい。

問 地域資源の活用を抽象的な話でなく具体的に提案したい。

町内の飲食店などで、町内の清酒やジュースで乾杯し、器には町内の焼き物作家の作品を利用し、食べ物には町内食材を利用した料理を、食後はフルーツ公社で今試作しているシャーベットや町内の果物をさらに勧めていくことである。

まずは乾杯条例の制定を提案する。産業・観光・文化の振興を地獄ぐるみで取り組む手段として、乾杯条例の制定が大きな役割を果たすが、町長の考えは。

【町長】 4軒の清酒会社があつたが3軒は廃業して、今1軒となつた。町の歴史から言うと、何とか清酒会社にがんばっていたらよかった。町内で造っている飲み物は、サカイキャニングの「大師の水」チョーヤに向けて出荷している梅飲料も含めて、乾杯条例をよく考えてみたい。

問 歴史ある川上酒をはじめ、町内のジュース・飲料水、町内の食材を利用した料理、シャーベットから果物などをセットにして、地域資源法によるふるさと名物応援宣言としてはどうか。

【町長】 かつらぎ100選の中でまとめた。

※乾杯条例の地元酒等とは、地域内で製造された日本酒・ビール・清涼水等として提案。

中飯降地区の

歴史的空間を観光資源に

問 地域資源法により県が地域資源として日本酒や小田井中谷川水門を平成28年2月地域資源に指定。

中飯降地区の和大街道、小田井周辺の有形文化財、初桜酒造の囲蔵・仕込み蔵・主屋、小田井のかんがい用水路中谷川サイホン式水



町内産の清酒や飲み物

門、これらを含む歴史的な家並み空間を観光資源として捉え活用しては。

【産業観光課長】 私たちが受け継いだかけがえのない財産を次世代に継承していくために保全活用を推進したい。

【教育長】 副読本「私たちのかつらぎ町」で

川上酒、小田井、中谷川サイホン等を記載して学習している。

問 再現が容易でない明治の建物であるサイホンを現地で見ながら学習していただきたい。

【町長】 他のいろんな資源とともに活用し、かつらぎ100選の中で取り組みたい。

教育の多様化実現による受け入れで 人口減少・少子化対策を

【教育長】義務教育の中で幅広く柔軟に対応したい



福井 強太 議員

問 義務教育とオルタナティブスクール・フリースクールとは。

【教育長】 義務教育とは、国民が共通に身につけるべき公教育の基礎的な部分を誰もがひとしく享受し得るように、制度的に保障するものである。それに対して、子どもの多様化にに応じて柔軟にその指導内容や方法を操作できるのが、オルタナティブスクール・フリースクールである。

問 今後、本町の義務教育の方向性と考え方は。

【教育長】 これからの学校は学校完結編ではなくて、将来にわたつ

て学び続ける力の基礎をつけることとなる。まず学校が変わる、いわゆる学校の学びが終着駅から始発駅に変わること。その中で、感性、思いやり、意欲という、いわゆる心の面も大事にしなければならぬ。そういった面はどんなに時代が変わっても、より磨きをかけていかなければならない。かつらぎ町のよ



さを活用した心の教育も充実していかなければならない。

問 公共施設などの整備を行い、学校設立を望む団体などを誘致し、教育の多様化を実現する事で、他府県からの生徒や家族を受け入れ、空き家対策や人口減少対策・少子化対策など、連携した取り組みができる新たな教

育の形を実現するための調査を行うべきである。

【教育長】 フリースクールのような、さまざまなお子どもたちの状況に応じた学校というのは、たくさん選択できる道があつて、これからの多様化する子どもたちには必要なことだと思ふ。また、義務教育の中でも、一斉授業だけでなく、個別に集めた指導も行い、

また習熟に応じた学習等もできるように、かなり弾力的になつてきている。そういったことを活用して、義務教育の中で、こういった意向を踏まえて幅広く柔軟にしていきたい。

【町長】 旧花園中学校については、具体的にどうするということにはなつていないので、今後そういったことも視野に入れながら進めたい。

一般質問と システムづくり

問 一般質問は町民の意見や要望を主にしたものや、現在の本町の政策に対する代替案などの政策提案が主になつている。現状、執行部側からの一般質問の進捗等の資料では、質問者の意図と違う部分がある。相互の議論のもとで行い議論が深まるシステムづくりを。

【企画公室長】 議会との協議の中でいろんなところを、改善できるところは改善させていただきたい。

【町長】 議会へのフィードバックを基本に、中身についてももう少し精査をして考えたい。

また習熟に応じた学習等もできるように、かなり弾力的になつてきている。そういったことを活用して、義務教育の中で、こういった意向を踏まえて幅広く柔軟にしていきたい。

ごみ福祉収集の早期実現を

町長 対象者を早急に確認して実現したい



福岡久二子 議員

問 ごみの福祉収集について調査することになったのは。

【生活環境課長】 平成23年に個別収集からステーション化になり、ごみ出しが困難な人が出てきた状況からだ。

問 必要とする人がいれば実施すべきというのが福祉収集の考え方だ。調査はどのよう

【生活環境課長】 福祉分野の関係課で構成される高齢者対策会議に生活環境課が加わって行っている。

問 福祉なのかごみなのかという問題がある。福祉の部署では高

齢者や障がい者が自由のない生活ができるよう、ごみ出しの問題をその視点で考える。ごみの部署では、全住民に行き渡る収集という観点で、ごみ出しが困難な人のことを考える。それぞれの部署で

自分の仕事として取り組む必要がある。福祉収集については議論する主体は高齢者対策会議にあるのではないか。

【やすらぎ対策課長】 情報を共有しながら、町全体のこととして取り組んでいきたい。

【町長】 当然のこととして個別収集の必要がある。調査は、町内会長さん等に聞けばほぼ把握できる。早急に確認して実現したい。

問 直営でやってもいいが、予算は。また、安否確認を兼ねることも。

【生活環境課長】 軽四で2人とした場合、初年度は573万20

00円、2年目からは430万円程度だ。
【町長】 安否確認もとなると個別の話が必要

十五社の樟樹

取返しがつかなくなる前に

問 これまでの保存作業は。

【生涯学習課長】 平成25年度に測量を行い、26年度に保存事業用地を取得、27年度にその土壌改良を行った。

問 今年度、文化財保護費は予算が充てられていないが。

【生涯学習課長】 4月以降樹勢に問題があることを確認。植物活力剤を施した後、さらに対策が必要ということだ。治療のため調査中

問 小学校との間の道をつくる際、水の浸み込む道という要望が地元から上がっている。また、堂田川の橋

収集態勢については、対象者数や道路状況等考えたい。

梁改修で石垣がブロックに替わったのが原因では、との声も。

【建設課長】 道路は、平成20年4月下旬から1カ月余り、根の水分補給策として、透水性舗装という工法で行った。橋梁工事は、平成21年6月下旬から1年余り行っている。

問 地元でも落ち葉の処理方法の変更等できることをしているが、弱ってきているというのが実感。さらに抜本的な対策を。

【生涯学習課長】 調査後治療方針が提出される予定で、内容を見て相談したい。

【町長】 これまで対策をしてきたが、条件が整いつつさらに用地を取得して自然な環境を確保したい。最大の原因は、落雷で水を上げる導管部分が一部枯死していることだと思う。これが拡大しないよう対応したい。



十五社の樟樹

消防団の再編は

町長 一般住民の協力を得て活動を



新堀 行雄 議員

問 消防団の使命は何か。

【総務課長】 消防組織法第1条に国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに災害を防除し、被害を軽減する。また災害などによる傷病者の搬送を適切に行うことを任務とするとなっている。

問 消防団員はどのような活動をしているのか。

【総務課長】 地域における消防と防災のリーダーとして住民の安心安全を守るという重要な役割を担っている。主な活動は火災時の消火活動、風水害時における水防活動、災害発

生時の救助活動、火災予防や啓発活動などだ。

問 全国的に入団する若い人が少なく高齢化が進み、団員数も減少していると聞くがどのような認識をしているのか。

【総務課長】 団員の確保に苦労している地域がある。また若い人が地域にいないため、なかなか退団できない状況がある。

問 農業や商業などに従事し、すぐに出勤できる団員が減少している。企業や役場などに勤めている団員が増加している。役場に勤めている団員は何人か。

【総務課長】 34人である。大規模災害が発生した場合、団員である職員の活動はどうなるのか。

部員として活動する。

問 火災時や災害時に消防団員として活動する人数が減少している。組織の再編成が必要ではないか。

【総務課長】 引き続き消防団と協議していきたい。

【町長】 大規模災害時役場の職員は、災害対策本部として活動しなければならぬ。火災の場合は、役場の職員や企業に勤めている人は、事業者の協力を得て団員として務めてもらいたい対応する。また、消防法でも規定されている消防団OBや現場にいる人など一般住民の力を借りて活動することも考えられる。

問 公共下水道への接続が可能でありながら接続していない町所有の屯所が3カ所ある。町民には3年以内に接続する義務があるとしている。今後どうする

つもりか。

【町長】 第3分団第2部については早急に接続する。第1分団第7

部、第3分団第1部については地元と協議をして早急に接続したい。



西部公園について

問 1市2町の合意により進み始めた西部公園。しかし、合意の中には大型遊具が入っていない。大型遊具が欲しいという住民の声を今後どのように反映させていくのか。町長の手腕が問われるところだ。町長の考えは。

【町長】 今後とも関係市町に理解をいただけるよう努力したい。

まとめ 合意を得られなければ公園を設置できない中、町長は大変な努力と決断をした。ぜひ住民の意見を反映できるように今後も努力をしていただきたい。

障害者差別解消法の取り組みは

町長 1カ月程度で対応要領・研修を企画する



宮井健次 議員



問 障害者差別解消法が本年4月1日より施行されている。この法律の特徴は二つ。一つは、不当な差別的取り扱いの禁止、もう一つは、合理的配慮の提供となっている。この法律は地方自治体に義務付けられている。同法の第10条で、市町村で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取り扱いや合

理的配慮の具体的例を盛り込んだ「対応要領」を作成することになっているが。

【住民福祉課長】 まだ作成していない。

問 4月1日から施行されていることを町広報（6月号）にも紹介しているのに作成していないのは、職務の怠慢以外の何物でもない。いつまでに作成するのか。

【住民福祉課長】 障害者基本計画の作成とあわせて対応したい。できれば今年度中をめざして進めたい。

問 障害者の皆さんに対する様々な差別の

問題は日々起こっているのに、「対応要領」の作成に1年もかけるのか。すでに和歌山県は50ページにわたる対応要領を県職員のために作っている。なぜ本町ではできないのか。

【住民福祉課長】 反省を踏まえ早期に作成したい。

問 障害者が役場を訪れたときに現場の職員がどう対応するのかマニュアルもなくて、どうやって仕事ができるのか。この法律を実践する公務員としての本来の仕事ができるのか、町長の意見はどうか。

【町長】 議員指摘の通

防災拠点の安全性の確保と防災教育について

りだ。この中身から見ると、1カ月程度あれば、対応要領と研修を企画できると思う。

問 障害者の法定雇用率が平成25年から2・3%に引き上げられた。現在、本町で雇

されている障害者は、すべて臨時職員だ。正規職員を採用するつもりはないか。

【町長】 知的障害者については、特定事業を定めて雇用する道は何とか開きたい。

問 熊本地震の教訓の一つは、庁舎を含む防災拠点の安全確保だ。公共施設で避難所に指定されている所の耐震状況はどうなっているのか。

【総務課長】 51カ所中15施設が耐震基準を満たしていない。

組んでいる。

問 防災教育を小・中学校で重視すべきだ。今年の3月、田辺市教育委員会が「防災教育の手引き」を発行している。地域別、小・中学校別等きめ細かく、系統的に防災教育が行われている。本町でも手引きの発行を考えては。

【教育長】 検討したい。

問 約30%の施設が耐震基準を満たしていないのは問題だ。年次計画はあるのか。

【総務課長】 年次計画はもっていない。取り組むところから取り

※トップランナー方式等についても質問した。

防災対策の準備には目標年を

町長 職員の訓練から出発したい



浦中隆男 議員

問 南海トラフ地震、中央構造線直下型地震など、地震の発生をどう認識しているか。

町長 特に中央構造線は本町を横断しているので、対応を要する状況にある。最近の状況から発生するという想定が必要である。

問 防災計画はいつから運用できるのか。

総務課長 防災会議を6月中旬に開催し承認を受ける。

問 住民が避難しなければならぬとき、本町に避難できるのか。

総務課長 避難所指定には、それぞれ地域に特性があり、避難所

への経路が安全かなど、多方面から検討し見直しする必要がある。今後自治区や自主防災組織等を通じて、地域の皆さんの意見を聞き、安全で速やかに避難できる場所として見直したい。

問 避難場所が一番安全なのは学校だと思うが、学校のどの場所に避難し、また、どこを使ってよいのかわからない、教員や教育委員会職員が来ないと開けられないなどの問題がある。入室するため鍵は地域の方にも保管してもらおうなど対策を。

教育長 震災時における学校の果たすべき役割は非常に大きなものがある。施設の開放区域と優先順位などを決めるよう指導を徹底したい。また、鍵の保管者を誰にするか、緊急の場合に割って入ってもいいかなど、具体的な取り決めを学校の

防災計画に盛り込みたい。

問 避難行動要支援者は何人いるのか、名簿の作成と名簿の利用は。

総務課長 全町で647人の方が災害時に支援を希望している。要支援者名簿の利用は、伊都消防署とかつらぎ警察署に提供している。

問 災害に対する備えとして、見やすいところに張って意識づけをするチラシなどの配布をしてはどうか。

総務課長 今後検討したい。

問 防災計画の運用には、まだまだ準備することが多い。何をいつまでに準備するか目標年を決めて進めてもらいたい。

町長 個別にいつまでとは即答できない。まずは職員の防災訓練を実施して問題点を洗

い出し、それによって自主防災組織、自治区住民の防災訓練を実施する。その辺を出発点としたい。

人口増加のため補助金の新設を

町長 検討したい

問 京奈和自動車道や鍋谷峠トンネル整備など交通条件の改善が進み、通勤圏と生活圏が拡大していけば、町外通勤の選択の幅が広がる。親元や実家に帰ってきて、町内から通勤する方々に補助金を出して、定住を進めれば人口増加になるが。

町長 堺市や歌山市へ勤めている方が家族を連れて戻ってくる話を聞いているが、補助金を交付して帰ってくるかはわからないので、その辺についても検討してみたい。



道路状況が良くなるかつらぎ町

追跡

あの
一般質問は
どうなった？



追跡1

ふるさと納税の活用で町の活性化を

平成26年9月会議

Q 選任の職員を配置し、町のPR、集客などを企画して特産品の消費拡大を。

A 活性化について、検討して取り組みたい。



平成26年度38,582千円、平成27年度61,987千円の寄附金。産業観光課、企画公室、フルーツ王国振興公社が協議を重ねながら、特産品の充実、町内の産業振興に向けて協議している。寄附金は寄附者の意思を尊重して活用している。



これから？

特産品の種類拡大とふるさと納税のPRなどに引き続き取り組む。

追跡2

学童保育の利用料値下げ

平成26年9月会議

Q 学童保育を公設民営とし、子どもの家庭状況を考慮して安くすべき。

A 保育料は、運営形態を含めたなかで検討したい。



学童保育運営団体が、すべての利用者の学童保育料を減免措置（上限3割）し、町はその減額分を補助。要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度の該当者に免除・減免（100%と50%）措置している。



これからも追跡記事をみなさんにお届けしたいと思っています

5月27日
委員会開催

総務産業常任委員会
国道480号沿施設
について事務調査

国道480号沿地域
振興交流施設の進捗状
況と今後の予定、また
指定管理者の募集状況
について産業観光課か
ら説明を受けた。
施設は平成28年8月
末に完成し、10月1日
にプレオープン、また
鍋谷峠トンネル開通後
(平成29年4月開通予
定)にグラントオープン
の予定である。
指定管理については、
候補者の状況や事業計
画、基本協定書につい
て説明を受けた。委員
からは、指定管理候補
者の財務状況や基本計
画についての疑義など
意見が出された。

6月8日
委員会開催

公の施設等の使用料
について報告と議論

公の施設等の見直し
について企画公室から
説明を受けた。
現在、自治活動に使
用している町有施設は
64力所あるが、施設ご
とに設置目的や条例規
定、管理形態、使用料
などが異なっている。
これらを住民にわかり
やすく、使いやすく改
善していくため見直し
を進めているとのこと
である。
かつらぎ町地域防災
組織の活用や、職員へ
の防災計画の周知徹底
などについても意見が
出された。

4月20日
4月28日
委員会開催

厚生文教常任委員会
教育委員会からの報告

町内の学校における
いじめ問題について「第
三者委員会」が昨年10
月に設置され、今年3
月に答申が出された。
当委員会では、前回

6月9日
委員会開催

新型インフルエンザ等
行動計画学習

本町における新型イ
ンフルエンザ等行動計
画について、やすらぎ
対策課から説明を受け
学習した。
この計画は、病原性
の高い新型インフルエ
ンザや未知の新感染症
が発生した場合の感染
拡大防止等対策を行う

6月10日
委員会開催

議会活性化特別委員会
議会基本条例(案)
最終確認

先に議員全員協議会
に提出した議会基本条
例(案)に対し議員から
出された修正意見を検
討。修正意見は全部で
10力所あり委員全員の
率直な意見交換を行っ
た結果、2力所の修正
案を受け入れ、最終的
な合意に至った。6月
会議最終日に議員提案
することになった。



議会を傍聴
してみませんか
&
ご意見募集!

次回は9月上旬からの予定です。傍聴については、事前申込みの必要はありませんので、お気軽にお越しください。
議会だよりに対するご意見なども募集しております。
なお、お寄せいただいたご意見は紙面に掲載することがあります。

議会広報編集特別委員会

議会だより編集の 2年間で振り返って

議会広報編集特別委員
員会では、この7月で
2年間の委員の任期が
終了する。したがって、
今号が任期最後の議会
だよりとなり、8月には
新しいメンバーでの
2年間は始まる。

この2年間、読みや
すい紙面、わかりやす
い表現、伝わる内容と
いったことについて常
に意見を出し合いなが
ら編集作業をしてきた。
町民からは、「紙面が
見やすくなった」、「し
まいまで読めるように
なった」などの感想が
寄せられている。

当委員会は、
町民への積極
的な情報の公
開と、町民の
声を反映した
議会活動を進
め、議会全体
のさらなる活
性化に努めた
り。



新採研修で議会を傍聴

新規採用職員研修の一環として、
平成28年6月21日の議会を傍聴しました。

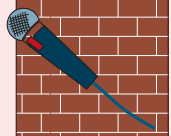
議会では様々な議案についての質疑応答
や答弁が行われ、議員側からの指摘は的確
でとても厳しい目で議案の精査をしている
ことが分かった。研修を通して、かつらぎ
町が実施する政策や事業は住民の誰もが納
得するものであるために、議会では常に住
民のことを考え緊張感を持って議論してい
ることが分かった。

議会では、議案について質疑・討論が行
われ、最終可否決定されていることを理解
しました。議員さんの発言は住民代表とし
て発せられており、発言の重みを感じまし
た。緊迫する場面が多々あり、傍聴する側
も身が引き締まる思いでした。また、議案
を提出する上で法令はもとより経営など様々
な側面の知識や考えも踏まえて計画し進め
ていくことが重要であると学びました。難
しく感じましたが、良い学びの機会になり
ました。

今回初めて議会の傍聴をさせていただき、
事業決定の最終段階の様子を見て一連の流
れを学ぶことができました。正直、課長に
対して厳しい追及も多々ありました。緊張
した雰囲気の中でしたが、町民の方々の税
金で事業を実施するには、何を聞かれても
答えられる根拠のある計画を示す必要があ
ることを学びました。議員の方々は住民代
表として議案に対して討論し決定すること
も大事な役割を担っていると思いました。

議会傍聴研修を受けて、今まで想像の世
界だった「議会」という場所の一端を知る
ことができました。課題として上げられる
内容はどれも高度で難しい事柄が議論され
ていて、この場で決められたことが町政に
反映され、町の方針となるのだと改めて感
じました。これからは、より町の政策につ
いて興味を持って、議題が上がった情報に
注目していかなければならないと感じまし
た。非常に良い経験をさせていただけたと
思います。

がんばる人紹介



夢と希望のもてる農業をめざして

今回は「かつらぎ町農業担い手交流会」を訪問し、会長の櫻井聡さんはじめ4人の役員さんから農業への熱い思いを聞いてきました。

どんな会ですか

3年前、役場産業観
光課より農家の二代目

を対象に交流会発足の
話がありました。就農
給付金受給者や町外か
らの新規就農移住者に
も声を掛け、
26歳から47歳
までの幅広い
農業従事者27
人が集まり、
農業担い手交
流会がスター
トしました。

これまでの活動は

一年目は、肥料会社
訪問見学、町産業まつ
りへの参加など、会員
の絆を大切に活動して
きました。昨年は、公
有地の草刈り及び軽ト
ラ市を2回実施しまし
た。また、名古屋の物
産販売所の見学にも行
ってきました。今年、
福岡県の農業従事者と
の交流を計画していま
す。



産業まつり

会の特徴は

会員は個人事業主で
あり、個性豊かな面々
です。また、多種多様
な生産物を扱っている
ので、一律に意見の統
一を図るといいうり方
はしていません。繁忙
期がまちまちなので企
画の時期を選ぶのに、
苦勞することがありま
す。

入会して 変わったことは

いろいろな農業生産
者と出会えたことが一
番です。また、多種多
様な生産物を扱ってい
るので、農繁期が異な
ることで協力、助け合
いが可能になり、とて
も助かっています。今
までは、一日中誰とも
会わない日があるなど
孤立しやすく、本当に
暗いイメージでしたが、
交流会に参加したおかげで、

いろいろな農業
生産者と出会え、今は
孤独感も薄れた気がし
ます。

今後の活動計画は

軽トラ市など会単独
のイベントはぜひ続け
たい。そうすることで、
町民への認知度が高ま
ると考えています。

最終目標は、暗い農
業イメージを明るく楽
しい農業イメージに変
えていくことです。そ
のためには、会員数を

増やし、都会からの移
住者(農業希望者)に
もらえる基盤づくり
をしていくことと思っ
ています。

議会だよりは 読まれていますか

毎回読んでいます。
「がんばる人」早く読
みたいです。

(問い合わせ先)

担い手交流会事務局
役場産業観光課
電話 22-0300



紀の川市での軽トラ市